

# 高齢聴覚障害者生活支援事業実施要領

社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会

## 1. 目的

高齢社会の中で一人暮らしや夫婦のみの高齢ろう者世帯も増加してきている。それらの世帯の中で生活上の困難を自力で解決できない世帯に対して「生活支援員」を派遣し、高齢ろう者の生活を支援していくことを目的とする。

## 2. 支援対象者

60歳以上の単身またはろう夫婦のみの世帯で困難を抱える世帯で支援を希望する者を対象とし、支援回数月に2回訪問する「特別支援対象者」と月に1回訪問する「支援対象者」とする。その他に世帯の状況把握のために訪問する「ニーズ調査訪問」を行なう。

## 3. 支援者

ろう者の生活実態を把握し、心理面でのサポートが可能であり、且つこの事業の趣旨を理解する者を支援員とし、事前に研修を受けた者とする。また必要に応じてヘルパー資格取得者を一定期間生活支援員として派遣する。

## 4. 支援の流れ（下記を原則とする）

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| ①支援対象者の選定                  | 事務局          |
| ②支援対象者へ援助の有無確認             | 事務局等         |
| ③支援者の選定と支援内容指導             | 事務局・事務局から支援員 |
| ④支援対象者宅訪問（初回顔合わせ・法人職員と支援者） |              |
| ⑤支援依頼 様式1                  | 事務局から支援員へ    |
| ⑥支援報告書 様式2                 | 事務局と支援員と協議   |
| ⑦支援者への報酬支払い                | 事務局から支援員へ    |
| ⑧必要に応じてケース検討               | 事務局と支援員      |

※②④は対象者により省くこともある

# 高齢聴覚障害者生活支援員留意事項

社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会

1. 職務を遂行するにあたっては利用者の人格を尊重し、その信頼を得るよう努めるとともに依頼された業務を迅速に行なうようにする。
2. 生活支援員は高齢ろう者が豊かな生活を主体的におくれるように支援する。
3. 生活支援員は職務上知り得た利用者及び関係者についての情報を、その意に反して第三者に提供してはならない。
4. 生活支援員はその職務に関して事故が生じた時は直ちに協会に報告する
5. 金銭の預かりやお金の出し入れ等は行なわないこと。
6. 支援依頼書に基づいた支援を行なうよう心がけるとともに利用者の主体性を尊重する姿勢を持ち、押し付けにならないように留意すること
7. 「支援依頼書」の依頼以外のことについて利用者から依頼された場合は協会と協議して対応を考えるべきで、独断専行しないこと。
8. 利用者からは金銭や物を一切受け取ってはならない
9. 業務の改善を常にこころがけ、必要に応じて協会事務局に提言するようにする。
10. より良い支援ができるように常に知識や技術の向上に努めなければならない。

# 様式1 高齢聴覚障害者生活支援事業依頼書

殿

社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会  
理事長

「高齢聴覚障害者生活支援事業」に基づき下記の要領で支援を依頼します。

記

支援対象者氏名	( 歳) 詳細は別紙
支援対象者住所	
訪問日時	平成 年 月 日( )・ 時 分～ 時 分
依頼内容	
注意事項	
その他	

## 様式2 高齡聴覚障害者生活支援事業報告書

社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会

理事長 殿

「高齡聴覚障害者生活支援事業」の依頼を受け支援したので下記のとおり報告します。

報告年月日 平成 年 月 日

報告者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

記

支援対象者氏名	
訪問日時	平成 年 月 日 ・ 時 分～ 時 分
基礎的状況	① 食事（きちっと食べている・不規則・不明） ② 整理整頓（非常に良い・普通・乱雑） ③ 身だしなみ（非常に良い・普通・不衛生） ④ 不安（お金がない・話し相手がない・人間関係） その他（ _____ )
会話や感情等	① 会話（よく通じる・普通・通じにくい） ② 表情等（明るい・普通・暗い） ③ 反応（非常に良い・普通・よくない） ④ 来訪者（ない・不明・ある<氏名 _____ > )
依頼報告	① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____
支援員所感	早急に進めた方がよいこと・次回への引継ぎ・感じたこと等